

改正

昭和57年12月20日条例第24号

昭和59年6月29日条例第21号

昭和60年9月30日条例第16号

平成4年3月30日条例第15号

平成4年9月30日条例第33号

平成5年3月25日条例第9号

平成5年10月1日条例第21号

平成6年9月30日条例第13号

平成8年3月25日条例第9号

平成9年3月28日条例第8号

平成10年3月31日条例第9号

平成11年3月24日条例第16号

平成12年3月30日条例第14号

平成13年3月30日条例第9号

平成14年9月30日条例第27号

平成15年3月28日条例第5号

平成15年12月24日条例第25号

平成17年3月29日条例第14号

平成17年6月30日条例第29号

平成18年9月29日条例第34号

館山市障害者等ホームヘルプサービス事業に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、市が実施する障害者等ホームヘルプサービス事業に関する事項を定め、もって障害者等の福祉を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 障害者等 次に掲げる者をいう。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者及び知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所により知的障害者と判定された者

イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項に規定する児童相談所により知的障害があると判定された者及び身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた18歳未満の者（15歳未満の者であって、その身体に障害があることによりその保護者（児童福祉法第6条に規定する保護者をいう。以下同じ。）が身体障害者手帳の交付を受けたものを含む。）

ウ 難病患者等ホームヘルプサービス事業運営要綱（平成8年6月26日厚生省健医発第799号）で定める事業対象者

(2) 障害者等ホームヘルプサービス事業 日常生活を営むのに支障がある障害者等に障害者等ホームヘルパー（以下「ホームヘルパー」という。）を派遣し、適切な家事、介護等の日常生活の世話をを行うことにより、障害者等の生活の安定に寄与する等その援護を図ることをいう。

（事業の対象）

第3条 障害者等ホームヘルプサービス事業は、市内に居住し、かつ、介護保険法（平成9年法律第123号）その他の法令に基づくホームヘルプサービスの派遣対象とならない障害者等に対し、これを行うものとする。

（介護サービスの内容）

第4条 ホームヘルパーが行う介護サービスは、次の各号のとおりとし、その内容、範囲については、別に定めるところによる。

(1) 家事、介護に関すること。

(2) 相談、助言に関すること。

（申出及び決定）

第5条 ホームヘルパーの派遣を受けようとするときは、次の各号に掲げる障害者等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者（以下「申出者」という。）は、別に定めるところにより市長に申し出なければならない。ただし、市長が認めたときは、この限りでない。

(1) 第2条第1号アに掲げる障害者等 当該障害者等

(2) 第2条第1号イに掲げる障害者等 当該障害者等の保護者

(3) 第2条第1号ウに掲げる障害者等 当該障害者等又はその者が属する世帯の生計中心者

2 市長は、前項の規定による申出があったときは、実施調査等により派遣の可否を決定し、その旨を当該申出者に通知するものとする。

(派遣回数等)

第6条 ホームヘルパーの派遣回数及び時間数については、派遣対象の状況等により市長が別に定める。

(費用負担等)

第7条 第2条第1号ア又はイに掲げる障害者等についてホームヘルパーの派遣を受けたときは、当該障害者等又はその扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者をいう。以下同じ。）は、**別表第1**に定める額を負担しなければならない。

2 第2条第1号ウに掲げる障害者等についてホームヘルパーの派遣を受けたときは、当該障害者等又はその者が属する世帯の生計中心者は、別表第2に定める額を負担しなければならない。

3 市長は、前2項に定める額（以下「利用者等負担額」という。）を徴収しようとするときは、別に定めるところにより1月ごとに利用者等負担額を負担する者に対し、通知するものとする。

(費用の減免)

第8条 市長は、天災その他やむを得ない事情があると認めるときは、利用者等負担額を減免することができる。

(派遣の取りやめ)

第9条 市長は、ホームヘルパーの派遣を受けている者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、派遣を取りやめるものとする。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 辞退があったとき。
- (3) 第3条に該当しなくなったとき。
- (4) その他派遣の必要がないと認めたとき。

2 市長は、前項第3号又は第4号の規定により派遣を取りやめる場合には、あらかじめ、当該派遣を受けている者に対し、当該派遣を取りやめる理由について説明するとともに、その意見を聴かななければならない。

(館山市行政手続条例の適用除外)

第10条 前条第1項第3号又は第4号の規定による派遣を取りやめる処分については、館山市行政手続条例（平成8年条例第21号）第3章（第12条及び第14条を除く。）の規定は、適用しない。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この条例は、昭和44年10月1日から施行する。

附 則（昭和57年12月20日条例第24号）

（施行期日）

1 この条例は、昭和58年1月5日から施行する。

（経過措置）

2 この条例施行の際、現に改正前の館山市身体障害者家庭奉仕員派遣事業に関する条例の規定に基づき奉仕員の派遣を受けている者については、改正後の館山市身体障害者家庭奉仕員派遣事業に関する条例の規定に基づき奉仕員の派遣決定を受けたものとみなす。

附 則（昭和59年6月29日条例第21号）

この条例は、昭和59年7月1日から施行する。

附 則（昭和60年9月30日条例第16号）

この条例は、昭和60年10月1日から施行する。

附 則（平成4年3月30日条例第15号）

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成4年9月30日条例第33号）

この条例は、平成4年10月1日から施行する。

附 則（平成5年3月25日条例第9号）

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成5年10月1日条例第21号）

この条例は、平成5年10月1日から施行する。

附 則（平成6年9月30日条例第13号）

この条例は、平成6年10月1日から施行する。

附 則（平成8年3月25日条例第9号）

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月28日条例第8号）

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月31日条例第9号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年 3 月24日条例第16号）

この条例は、平成11年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成12年 3 月30日条例第14号）

この条例は、平成12年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成13年 3 月30日条例第 9 号）

この条例は、平成13年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成14年 9 月30日条例第27号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成14年11月 1 日から施行する。

附 則（平成15年 3 月28日条例第 5 号）

この条例は、平成15年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成15年12月24日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年 3 月29日条例第14号）

この条例は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成17年 6 月30日条例第29号）

この条例は、平成17年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成18年 9 月29日条例第34号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第 1 （第 7 条第 1 項）

税額等による階層区分		上限月額	利用者等負担額 (所要時間30分当たり)
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）	0円	0円
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税が非課税の者	0円	0円
C 1	A階層及びB階層を除き前当該年度分の市町村民税所得割が非課税（均等割のみ課税）の者	1,100円	50円

C 2	年分の所得税 が非課税の者	当該年度分の市町村民税所得割 が課税されている者	1,600円	100円
D 1	A階層及びB	30,000円以下	2,200円	150円
D 2	階層を除き前	30,001～ 80,000円	3,300円	200円
D 3	年分の所得税	80,001～ 140,000円	4,600円	250円
D 4	が課税されて	140,001～ 280,000円	7,200円	300円
D 5	いる者であつ	280,001～ 500,000円	10,300円	400円
D 6	て、その税額	500,001～ 800,000円	13,500円	500円
D 7	の年額区分が	800,001～ 1,160,000円	17,100円	600円
D 8	次の額である	1,160,001～ 1,650,000円	21,200円	800円
D 9	もの	1,650,001～ 2,260,000円	25,700円	1,000円
D10		2,260,001～ 3,000,000円	30,600円	1,200円
D11		3,000,001～ 3,960,000円	35,900円	1,400円
D12		3,960,001～ 5,030,000円	41,600円	1,600円
D13		5,030,001～ 6,270,000円	47,800円	1,900円
D14		6,270,001円以上	その月におけるホームヘルパーの派遣 時間に応じ、身体障害者福祉法第17条の 4第2項第1号、知的障害者福祉法第15 条の5第2項第1号及び児童福祉法第 21条の10第2項第1号の規定により厚 生労働大臣が定める基準により算定し た額	

備考

1 税額等による階層区分の欄における市町村民税又は所得税の額（以下「所得税額等」という。）については、次の各号に掲げる障害者等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 第2条第1号アに掲げる障害者等 当該障害者等の所得税額等

(2) 第2条第1号イに掲げる障害者等 当該障害者等の所得税額等及び所得税額等の最も多い扶養義務者の所得税額等を合算した額

- 2 所要時間に30分未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。
- 3 この表により算定した額がその月におけるホームヘルパーの派遣時間に応じ、身体障害者福祉法第17条の4第2項第1号、知的障害者福祉法第15条の5第2項第1号及び児童福祉法第21条の10第2項第1号の規定により厚生労働大臣が定める基準により算定した額(以下「支援費基準算定額」という。)を超える場合は、この表の規定にかかわらず、支援費基準算定額を利用者等負担額とする。
- 4 利用者等負担額は、障害者等又は扶養義務者が、その負担能力に応じ負担するものとする。

別表第2 (第7条第2項)

税額等による階層区分		利用者等負担額 (所要時間1時間当たり)	
A	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む。)	0円	
B	A階層を除き生計中心者の前年分の所得税が非課税の者	0円	
C	A階層を除き生計中心者の前年分の所得税が課税されてい	10,000円以下	250円
D	る者であって、その税額の年額	10,001円～ 30,000円	400円
E	区分が次の額であるもの	30,001円～ 80,000円	650円
F		80,001円～ 140,000円	850円
G		140,001円以上	950円

備考

- 1 税額等による階層区分については、A階層を除き、各年度の7月1日に見直しを行う。
- 2 所要時間に1時間未満の端数が生じた場合は、当該端数が30分未満であるときは切り捨て、30分以上のときは30分とみなし、1時間当たりの半額とする。
- 3 利用者等負担額は、障害者等又は生計中心者が、その負担能力に応じ負担するものとする。